

平成 19 年度

住宅・建築関連先導技術開発助成事業
(2次募集)

募 集 要 領

平成 19 年 5 月

国 土 交 通 省
住宅局住宅生産課

1. 事業の趣旨

環境問題等の緊急に対応すべき政策課題であり、先導的技術の導入による対応を必要とするものについて、当該課題に係る先導的技術の開発（以下「技術開発」という。）を共同で行う者を公募によって募り、優れた技術開発の課題を応募した者に対して、予算の範囲内において、国が当該技術開発に要する費用の一部を補助します。

2. 事業の概要

2. 1 公募対象分野

住宅及び住宅以外のオフィスビル等の建築物（以下「住宅等」という。）に関する先導的技術の開発で、緊急に対応すべき政策課題である次の3つのテーマのいずれかに該当するものを対象とします。

(1) 住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発

例えば、

- ・ 断熱材・高効率設備等の要素技術を統合し、その導入を促進する技術の開発
- ・ 省エネルギー化を目指したリフォームにおいて効果的な手法の開発
- ・ 負荷平準化に資する技術等の効率的なエネルギー管理システムの開発
- ・ パッシブデザイン等省エネ効果の高い計画技術の開発
- ・ 低コストかつ施工性に優れた外断熱工法、ノンフロン断熱材・施工方法の開発
- ・ 既存建築物の断熱性能検証技術の開発
- ・ 自然エネルギーの効率的な利用に資する技術の開発
- ・ 伝統的な技術の活用によりエネルギー利用を効率化する手法の開発
- ・ その他住宅等に係るエネルギーの効率的な利用に資する技術の開発

等が該当します。

※ 平成11年省エネ基準相当以上の省エネ性能を有することを原則とします。

(2) 住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発

例えば、

- ・ 再資源化し易い材料・部品・施工方法の開発
- ・ 耐久性に優れた材料・部品・施工方法の開発
- ・ 建設廃材に関するリユース等の再資源化技術の開発
- ・ 建築部材・部品等に係る品質・履歴情報の管理システムの開発
- ・ アスベストに関する判別・測定方法、除去方法等の開発
- ・ 既存ストックの再生・活用技術の開発
- ・ その他住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術の開発

等が該当します。

(3) 住宅等の安全性の向上に資する技術開発

例えば、

- ・ 耐震性能に優れた構造のための材料・部品・施工方法の開発
- ・ 耐震性能に優れた木造建築物の設計・施工方法の開発
- ・ 既存建築物の構造安全性検証技術の開発
- ・ 低コストかつ施工性に優れた耐震改修方法の開発
- ・ 建築設備等の安全性の向上に資する技術の開発
- ・ ユニバーサルデザインなど日常の安全性に関する技術の開発
- ・ 防火性能、耐火性能の向上、火災時の避難の安全性等の向上に資する技術の開発
- ・ 防犯性の向上に資する技術の開発
- ・ その他住宅等の安全性の向上に資する技術の開発

等が該当します。

2. 2 応募者

(1) 応募者は、本補助金の交付を受けて、共同して技術開発を行おうとする複数の構成員全体をいいます。応募者の構成員は、二以上であることとし、単独で応募することはできません。

また、国及び地方公共団体は、応募者の構成員となることはできません。

なお、法人格を有することを応募資格とする制度もありますが、本事業においては、その必要はありません。

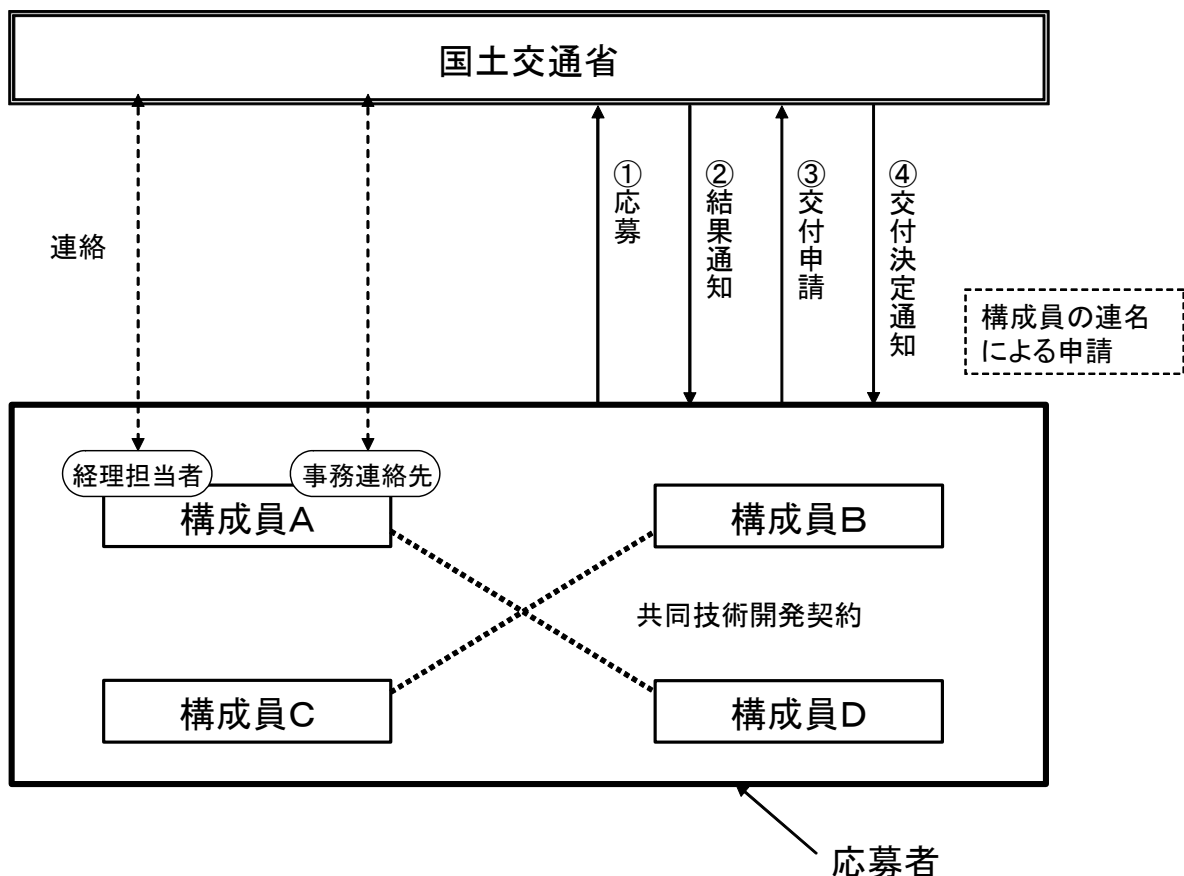
※ 課題が採択された応募者が、本補助金の交付を受けるためには、当該応募者の構成員が共同で技術開発を行うことや技術開発費の分担等を定めた共同技術開発契約（別添「共同技術開発標準契約書」参照。）を締結し、その契約書2部を提出しなければなりません。

(2) 応募者は、次のすべてに該当しなければなりません。

- ① 技術開発を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 技術開発を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 技術開発に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 技術開発終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。

(3) 応募の際には、経理担当者及び事務連絡先を決めていただきます。

(4) 応募者は、2. 1の(1)から(3)までのテーマのそれぞれについて、一つに限り応募することができます。



2. 3 技術開発の期間

補助金の交付を受けることができる技術開発の期間は、原則として単年度としますが、特段の理由がある場合は、技術開発の期間を最長3年までとすることができます。

ただし、この場合も、単年度毎に応募していただき、単年度毎に採択することとなります。なお、2年度目以降に応募する場合は、その継続の是非を審査するために、それまでの成果等を報告していただきます。

2. 4 補助金の額

一応募当たりの補助金の額は、3. 1の直接技術開発経費と3. 2の間接経費の合計の2分の1以内の額とし、単年度当たり180,000千円を限度とします。

なお、補助金の額については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

3. 補助金の範囲

技術開発の計画の遂行に必要な経費及び技術開発の成果のとりまとめに必要な経費として次の経費を計上できます。なお、次の直接技術開発経費と間接経費（直接技術開発経費の30%以内）の合計が補助金の対象（以下、「補助事業費」という。）となります。

応募に当たっては、技術開発期間における所要経費の概算を提出していただきますが、補助金額は、応募書類に記載された金額及び技術開発の計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の応募書類の額とは一致しません。

なお、本事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「国土交通省所管補助金等交付規則」、「市街地住宅等関連事業推進事業制度要綱」、「市街地住宅等関連事業推進事業補助要領」及び「住宅・建築関連先導技術開発助成事業費補助金交付要綱」に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

3. 1 直接技術開発経費

(1) 設備備品費

当該技術開発に供する器具機械類その他の備品並びに標本等（以下、「備品等」という。）で、その性質及び形状を変ることなく比較的長期の反復使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上。）してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を（様式4）に添付してください。

備品等の購入経費は、各年度の補助事業費の90%を超えない範囲とします。

ただし、90%を超える場合であっても、技術開発に必要な試作機の製作に係る備品等の購入のように、技術開発の計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を、（様式4）に添付して、申請することができます。

(2) 消耗品費

事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品等に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

(3) 交通費・宿泊費

当該技術開発に参加する者が技術開発を行うために直接必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）が対象となります。

(4) 謝金・賃金

謝金は、当該技術開発を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等の単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、当該技術開発に協力を得た人（応募者の構成員又は応募者の構成員に所属する者で当該技術開発を実施する者は除く。）に支払う経費です。

賃金は、応募者の構成員が法人の場合、当該技術開発を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等を目的とした技術補助者を雇用するための経費（「時間給」又は「日給」）です。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の技術開発遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

(5) 役務費

当該技術開発を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料です。

応募者の構成員が法人の場合、技術開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は、人件費においては労働時間に応じて支払われる経費のみで、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の技術開発遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

(6) 委託費

当該技術開発に必要であるが、技術開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。委託費は、原則として、各年度の補助事業費の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由書を（様式4）に添付してください。

(7) その他

設備の賃借（リース）、技術開発活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある等、実際に要する経費の額を特定できること。）、通信運搬費（実際に技術開発に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該技術開発開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

3. 2 間接経費

管理部門の経費（管理経費）並びに複数の技術者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、技術開発の実施を支えるための経費として、直接技術開発経費の30%以内で間接経費を計上してください。

3. 3 申請できない経費

本補助金は、当該技術開発を遂行する上で必要な一定の組織、施設及び設備等の基盤的技術環境が最低限確保されている法人等を対象としていますので、技術開発の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

(1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、当該技術開発を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用は申請できます。

(2) 技術開発を実施する者の人件費

応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、技術開発を実施するものの人件費を指します。

(3) 技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。

(4) 国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費、参加費

ただし、補助金の対象となった技術開発の成果発表を行う場合は申請できます。

(5) 技術開発中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) その他、当該技術開発の実施に関連性のない経費

4. 審査方法等

4. 1 審査方法

応募課題の審査は、国土交通省住宅局に設置する学識経験者からなる住宅・建築関連先導技術開発審査委員会（以下「委員会」という。）において行われる予定です。

なお、採択課題の決定までは、原則委員等の名簿は非公開とするとともに、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

4. 2 審査手順

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査、ヒアリング審査を行い、採択課題を決定します。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定された課題について、必要に応じて、行います。また、2年度目以降に応募する場合は、当該年度までの進捗状況や成果等についても審査します。ヒアリング審査は、平成19年8月に実施する予定です。

4. 3 審査基準

以下の（1）から（3）までの視点から総合的に審査します。

（1）技術革新性

既存の技術に比べて、どの程度の新規技術開発要素が認められるかなどについて審査します。

（2）技術開発の実現可能性

目標達成の技術的可能性及び技術開発を実施するために必要な資金、体制等に係る計画などについて審査します。

（3）実用化・市場化の見通し

実用化・市場化に向けた生産体制の整備、関連する規制等への対応、低コスト化の見通しなどについて審査します。

4. 4 審査結果

審査結果については、応募者に通知し、採択課題については、採択課題名、応募者名及び補助金交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

なお、原則として、応募者名に加えて、応募者の中で実際に技術開発を行う代表者名等を公表します。

5. 補助金の交付を受けた者の責務

応募者のうち、課題が採択され、本補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、次の条件を守らなければなりません。

5. 1 技術開発の推進及び管理

技術開発推進上のマネジメント、技術開発の成果の発表等、技術開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、交付申請書の作成や定期的な報告書等の提出等については、事業主体の責任の下、一括して行うようにしていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、原則として、事業主体の事務局に経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を委任して下さい。ただし、補助金の管理責任については、事業主体が負いますのでご注意ください。

5. 2 知的財産権の帰属等

技術開発により生じた特許等の知的財産権は、事業主体の構成員に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

事業主体の構成員が技術開発の成果に係る特許等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

5. 3 技術開発報告書の作成

当該年度に行った技術開発の進捗状況やその成果について、技術開発報告書を作成し、提出していただきます。また、技術開発期間終了後、当該技術開発期間に行った技術開発によって得られた成果について、総合技術開発報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された技術開発報告書及び総合技術開発報告書を自由に公開できるものとします。

5. 4 技術開発の成果の評価

技術開発が終了してから1年経過後、当該技術開発の成果を審査委員会において報告していただき、4. 3 審査基準に照らして、その達成状況等について評価を行い、その内容を公表します。

5. 5 技術開発の成果の発表

得られた技術開発の成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に技術開発の成果の公開・普及に努めていただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による技術開発の成果の発表に際しては、当該補助事業の成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

5. 6 実用化（収益）状況の報告

技術開発期間中及び技術開発終了後の5年間、各年度における技術開発の成果の実用化（収益）状況を報告していただきます。

5. 7 技術開発の成果に係る収益納付

補助事業完了後の5年間において、技術開発の成果の実用化又は知的財産権の譲渡若しくは実施権設定その他の当該技術開発の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の一部を国に納付していただくことがあります。

5. 8 取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体の構成員に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産等のうち、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

5. 9 その他

事業主体は、技術開発の成果の実用化又は商品化に当たり実施した実験等から得られたデータ等を原則公開することを条件とします。

また、技術開発の成果に係る特許権等を取得した場合には、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

6. 応募方法

本事業に課題を応募される方は、11 ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類及びその書類の電子ファイルを格納したCD-Rを必要数そろえた上で、国土交通省住宅局住宅生産課あてに郵送等により提出してください。

応募期間は、平成19年5月7日（月）から6月29日（金）（必着）までとします。（応募書類の差し替えは固くお断りします。）

※ 注意事項

- 1) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている課題の応募は認めません。
- 2) 同一の応募者が同一内容の課題を重複して応募することはできません。
- 3) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 応募書類及び応募書類を格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- 5) 採択された課題については、その概要を公表することがあります。

7. 問合せ先・応募書類の送付先

本事業に関する問合せ先及び応募書類の送付先は次のとおりです。なお、共通性のある事項については、Q&Aを随時下記ホームページに掲載しますので、ご参照ください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通省住宅局住宅生産課 技術担当

電話番号：03-5253-8111（内線39421、39455）

FAX：03-5253-1629

ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/sendou/sendougijutsu1.html>

（応募様式のダウンロード可能）

受付時間：9：30～18：15（土日曜、休祝日除く）

応募書類の作成・記入要領

1. 応募に必要な書類は以下のとおりです。

応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

○応募時に提出いただく書類

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) フェースシート | (様式1) |
| (2) 技術開発の内容 | (様式2) |
| (3) 技術開発の計画 | (様式3) |
| (4) 技術開発に係る経費の内訳 | (様式4) |
| (5) 技術開発の実施体制（その1） | (様式5-1) |
| (6) 技術開発の実施体制（その2） | (様式5-2) |
| (7) 構成員に関する情報 | |

①法人の場合は、次に掲げる書類又はこれらに準ずるものの写し（A4版）

- ・損益計算書及び貸借対照表
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する子会社の一覧

②法人以外の団体の場合は、次に掲げる書類の写し（A4版）

- ・①に掲げる書類又はこれらに順ずるもの
- ・代表者の住所及び氏名並びに本件に関し当該団体を代表する旨の証し
- ・財務状況の分かるもの（事業費の全部又は一部を負担する場合）

③個人で法人その他の団体との密接な関係がある場合は、その関係並びに当該団体について①及び②に掲げる書類の写し（A4版）

- | | |
|----------------|-------|
| (8) 審査基準に関する事項 | (様式6) |
|----------------|-------|

2. 応募書類の枚数は、原則、1様式につき1枚とします。ただし、様式2については3枚、様式6については2枚をそれぞれ限度とすることができます。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。

3. 応募書類はすべてA4版とし、通しページを付してください。

4. 書類は1部ずつ左上角をホッチキスで留め、10部提出してください。ただし、(7)構成員に関する情報については、該当する書類の写し（A4版）を2部提出してください。

5. 応募書類のうち、様式1～6の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したCD-Rを1枚提出してください。その際、CD-Rには「平成19年度住宅・建築関連先導

技術開発助成事業（２次募集）」と「応募課題名（例：〇〇に関する技術開発）」を記載してください。

※ なお、応募書類による書類審査により、ヒアリング審査を受けていただくこととなった課題については、以下の書類をヒアリング審査時に提出していただきます。

○ヒアリング審査時に提出いただく書類

（参考１）昨年度までの技術開発の成果 …継続課題のみ

（参考２）パワーポイントによる補足説明資料 …新規・継続課題とも

(様式1)

フェースシート

<p>1. 応募テーマ (以下の3テーマのうち、いずれか1つに○をつけてください。)</p> <p>1 住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発</p> <p>2 住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発</p> <p>3 住宅等の安全性の向上に資する技術開発</p>
<p>2. 応募課題の新規・継続の別</p> <p>新規・継続 (いずれかに○を付けてください。)</p>
<p>3. 応募課題名 (内容を端的に表す題名としてください。)</p> <p>「○○○に関する技術開発」</p>
<p>4. 技術開発の概要</p> <p>(技術開発の概要を100字以内で簡潔にわかりやすく記載してください。なお、当該概要は、課題が採択された場合には公表いたします。)</p>
<p>5. 技術開発期間</p> <p>平成○年度～平成○年度</p> <p>(最長3年とし、期間が1年を超える場合は理由を記載してください。)</p>
<p>6. 今年度に要する技術開発に係る経費の額・補助金の額</p> <p>(平成19年度分に係る額について記載してください。)</p> <p>技術開発に係る経費の額 ○○百万円 補助金の額 ○○百万円</p>
<p>7. 他の補助金の有無</p> <p>(本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請している補助金等について、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)</p>
<p>8. 応募者の構成員</p> <p>(応募者の構成員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名の後に技術開発の主たる責任者の所属部署等と氏名を()書きで記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を()書きで記載してください。)</p> <p>組織の場合：株式会社○○○○ (△△部××課 □□□□)</p> <p>○○大学 (△△学部××学科□□研究室教授 ●●●●)</p> <p>個人の場合：○○○○ (△△大学××学部○○学科教授)</p> <p>※構成員の名称・氏名は共同技術開発契約書を締結する者と同一にしてください。</p>
<p>9. 経理担当者</p> <p>(経理担当者は、原則として、応募者の構成員の会計・経理担当者等とし、法人名等の組織名、所属部署名、担当者名及び連絡の取れる住所等を記載してください。)</p> <p>○○ ○○</p> <p>株式会社△△△△ 総務部 会計係</p> <p>〒×××-×××× ○○市○○○1-2-3</p> <p>(TEL: 0××-××××-××××, FAX: 0××-××××-××××, E-mail: ×××@××××)</p>
<p>10. 事務連絡先</p> <p>(応募書類受領の通知、審査結果の連絡等に係る事務連絡先を8と同様に記載してください。連絡先は、平日(月～金)に確実に連絡がとれるところにしてください。なお、経理担当者と事務連絡先は同一の構成員に置かなくても構いません。)</p>

(様式2)

技術開発の内容

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」
1. 目的・必要性 (技術開発の目的やその必要性について、具体的に記載してください。)	
2. 期待される具体的な成果 (技術開発期間終了時に期待される成果を具体的に記載してください。)	
3. 技術開発の方法・手順 (技術開発の方法・手順について、具体的に記載してください。複数の技術開発項目で構成される場合には、それぞれの項目名(「～に関する技術開発」等)及びその概要を記載してください。)	
4. 対象技術・関連技術の現状及び動向 (開発の対象となる技術について具体的に記載してください。また、関連する既存技術に関し、特許等も含め、その現状及び動向について記載してください。)	

※ 本様式の枚数は、1.～4.の合計で3枚を限度とします。

(様式3)

技術開発の計画

<技術開発期間が3年の新規課題の場合の例>

(単位:百万円)

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」			
技術開発項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	経費の総額
直接技術開発経費	200	250	100	550
(1)・・・に関する技術開発	・・・の開発 50	・・・の検証 50	とりまとめ 30	50 50 30
(2)・・・に関する技術開発	・・・のデータ整備 30	・・・の検討 60	とりまとめ 30	30 60 30
(3)・・・に関する技術開発 ・ ・				
()・・・に関する技術開発				
間接経費	60	75	30	165
合計 (うち補助金の額)	260 (130)	325 (162.5)	130 (65)	715 (357.5)

- (注)
- ・継続課題の場合は、技術開発期間中の各年度について記載してください。(平成18年度は交付申請額を記載。)
 - ・主な技術開発項目毎に記載してください。(各項目の下に見込額を記載してください)
 - ・間接経費は、直接技術開発経費の30%以内で計上することになります。

(様式 4)

技術開発に係る経費の内訳

<技術開発期間が3年の新規課題の場合の例>

(単位:百万円)

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」			総額
	資金計画			
実施年度	19年度	20年度	21年度	
直接技術開発経費	200	250	100	550
設備備品費	100	120	30	250
..... (器具機械類の名称)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
.....				
消耗品費	50	50	30	130
旅費	0	0	0	0
謝金	0	0	0	0
賃金	0	0	0	0
役務費	10	20	10	40
委託費	0	0	0	0
その他(内訳)	40	60	30	130
印刷製本費	0	0	20	20
通信運搬費	0	0	0	0
光熱水料	40	60	10	110
会議費	0	0	0	0
労働者派遣事業者からの技術開発補助者派遣	0	0	0	0
特許申請に必要な経費	0	0	0	0
借料及び損料(リース料)	0	0	0	0
.....	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
小計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
間接経費(直接技術開発経費の30%以内)	60	75	30	165
合計	260	325	130	715

(注)

- ・継続課題の場合は、技術開発期間中の各年度について記載してください。(平成18年度は交付申請額を記載。)
- ・技術開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記載してください。
- ・50万円以上の備品等を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。
- ・備品等の購入経費が、補助事業費の90%を超える場合は、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付してください。
- ・委託費が補助事業費の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。

技術開発の実施体制（その 1）

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」
<p>1. 技術開発項目ごとの責任者 (技術開発項目ごとに責任者の氏名、所属、役職について記載してください。)</p>	
<p>2. 技術開発を実施する施設等 (技術開発を実施する施設の名称、所在地及びそこで用いる主要な設備について記載してください。)</p>	
<p>3. 構成員間の費用の分担 (技術開発に係る経費について、構成員間での費用の分担について記載してください。)</p>	

技術開発の実施体制 (その2)

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」
<p>1. 応募者の構成員</p> <p>(応募者の構成員の名称または氏名・住所・連絡先を記載してください。法人等の組織の場合は、名称の後ろに()書きで代表者名を、個人の場合は、氏名の後ろに()書きで所属先をそれぞれ記載してください。また、法人については、直近の決算時の資本金と従業員数についても、名称の下段に()書きで追記してください。)</p> <p>・組織の場合</p> <p>株式会社△△△△ (代表取締役□□□□)</p> <p>(資本金〇〇〇百万円、従業員数〇〇〇人) } 法人の場合</p> <p>〇〇大学△△学部××学科□□研究室 (教授 ◇◇◇◇) …大学研究室等の場合</p> <p>〒×××-×××× 〇〇市〇〇〇 1-2-3 TEL: 0×-××××-××××</p> <p>・個人の場合</p> <p>〇〇〇〇 (◇◇◇◇大学〇〇学部××学科教授)</p> <p>〒×××-×××× 〇〇市〇〇〇 3-2-1 TEL: 0×-××××-××××</p>	
<p>2. 構成員の技術開発の実績</p> <p>(1) 特許等取得件数 (申請中を含む)</p> <p>(特許等の取得件数を記載してください。また、そのうちの重要なもの5件程度までを選び、特許名、特許番号、取得又は出願年月日等を記述してください。特に、本応募課題と関係の深いものがある場合には必ず含め、※を付けてください。なお、海外分は()書きで内数としてください。)</p> <p>(2) 技術開発の実績</p> <p>(これまで実施した主な技術開発の成果物 (製品等) のうち、重要なもの5件程度までを選んで、名称及びその核となる技術の概要等を記述してください。特に、本応募課題と関係の深いものがある場合には必ず含め、※を付けてください。)</p>	

※ 応募者の構成員ごとに作成してください。

※ 応募者の構成員ごとに、「応募書類の作成・記入要領」1. (7) のうち、該当する書類の写し (A 4 版) を 2部提出 してください。

(様式6)

審査基準に関する事項

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」
1. 技術革新性 (既存の技術に比べて、どの程度の新規技術開発要素が認められるかなどについて記載してください。)	
2. 技術開発の実現可能性 (目標達成の技術的可能性、技術開発を実施するために必要な資金、体制等に係る計画などについて記載してください。)	
3. 実用化・市場化の見通し (実用化・市場化に向けた生産体制の整備、関連する規制等への対応、低コスト化の見通しなどについて記載してください。)	

※ 本様式の枚数は、1.~3.の合計で2枚を限度とします。

(参考1)

昨年度までの技術開発の成果

応募課題名	「〇〇〇に関する技術開発」

※ 本様式は、3枚を限度とします。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。

(参考2)

パワーポイントによる補足説明資料

- ヒアリング審査では、提出いただいた応募書類に加え、パワーポイントによる補足説明資料を、表紙を除いて10ページ以内で作成していただきます。
- 補足説明資料を印刷したものを、ヒアリング審査時に10部提出していただきます。

共 同 技 術 開 発 標 準 契 約 書

株式会社〇〇〇〇代表取締役□□□□（以下「甲」という。）と株式会社△△△△代表取締役◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、次のとおり共同技術開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（共同技術開発）

第1条 甲及び乙は、住宅・建築関連先導技術開発助成事業費補助金の交付の決定を受けた事業を共同して実施（以下「共同技術開発」という。）する。

（共同技術開発実施計画等）

第2条 共同技術開発の目的、内容、主たる実施場所及び今年度の共同技術開発に要する経費（以下「共同技術開発費」という。）の内訳等は、住宅・建築関連先導技術開発助成事業費補助金交付申請書に定めるとおりとする。

（技術開発費の分担）

第3条 甲及び乙は、共同技術開発費をそれぞれの負担割合により負担するものとする。

2 前項の負担割合は、次のとおりとする。

甲 共同技術開発費の○%

乙 共同技術開発費の○%

（共同技術開発期間）

第4条 共同技術開発の実施期間は次のとおりとする。

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（共同技術開発の実施）

第5条 甲及び乙は、本契約書に定めるところに従って共同技術開発を実施しなければならない。

本契約の締結を証するため、契約書 通を作成し、記名押印のうえ、住宅・建築関連先導技術開発助成事業費補助金交付要綱第11条に基づき国土交通大臣に2通提出するとともに、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 株式会社〇〇〇〇
代表取締役□□□□ 印
乙 株式会社△△△△
代表取締役◇◇◇◇ 印

（注：共同技術開発者が3者以上の場合は、丙、丁、・・・を追加する。）